

神奈川県立芹香院きんこういんの開設に関する一考察

惣田 充

はじめに

近年、自殺やうつ病が頻繁に社会問題としてとりあげられている。「メンタルヘルス」や「こころのケア」といった言葉が飛び交うように精神の病は深刻な問題である。もし、その病がひどい時にお世話になるのが精神科病院である。そこで本稿は、昭和の初めに開設され、現在も続くある神奈川県立の精神科病院開設に焦点を当て、内務省、神奈川県、地域住民の動向や思惑を探ることを目的とする。研究に当たっては、数々の病院史・記念誌で全く使われていない歴史的公文書である神奈川県立公文書館蔵「芹香院新增築関係書」(1)を基本史料とする。

一 芹香院開設の経緯

大正八年、精神病院法により精神疾患者に対して従来の私宅監置から病院における治療に改善する意図で道府県立精神病院の開設が定められた。当然、神奈川県も開設を迫られたのである。それが左の史料である(2)。

内務省神衛第一一三号

神奈川県

大正八年法律第二五号精神病院法第一条ニ依リ其ノ県ニ対シ大正一六年三月三十一日迄ニ精神病院ヲ設置スルコトヲ命ス

大正一五年九月八日

内務大臣 濱口雄幸

精神病院法の施行から七年後の命令書であるが、施行後すぐには

全国的にも病院建設が進まなかったようである。先行研究によると「精神病院法による府県立精神病院として、初めて設立されたのは大正一三年の鹿児島保養院、次が昭和元年の大阪府立中宮病院、そしてその次が芹香院」(3)とある。つまり、大正一五年時点では一つしか開設されていなかったことになる。その理由として「(一)国・地方の財源がないこと、(二)結核・癩・コレラ・天然痘・花柳病等、伝染病にかなり出費がかさんでいること、(三)精神科の専門医が少ないこと」を挙げている。ともかく、遅々として進まない病院開設に対し、濱口内務大臣が年度内という期限付きで神奈川県にその開設を迫ったのである。また、同日付けで、同省衛生局より左の通知がある(4)。

内務省神衛第一一三号

大正一五年九月八日

内務省衛生局

神奈川県知事殿

県立精神病院設置ニ関スル件

依命通牒

標記ノ件ニ関シ本日別紙ノ通指令相成リ候処国庫ハ大正一五年
度ニ於テ右建設費一四万円ニ対シ七万円を補助スヘキ見込ニ有
之候条別紙県立精神病院建設要項ニ依リ計画ヲ立テ位置設計及
其ノ収容人員ニ付認可申請相成度尚右精神病院ノ事業実施ニ当
リテハ大正八年衛発第一七九号精神病院法施行ニ関スル通牒参
照可然御取計相成度

右の史料より「(病院)建設費一四万円ニ対シ七万円を補助スヘキ見込」とあることから半額程度の補助を見込んで建設せよとある。

しかし、実際にはこれをはるかに上回る額で当時の堀切善次郎知事は即座に同年同月の第三回臨時県会にかけている。「神奈川県議会史」(5)によると「衛生及病院費中精神病院建築費」として二八万円を計上し、その内訳は大正一五年度支出額に二二万円、大正一六年度支出額に七万円を支出するとしている。審議の概要は、「安藤地方事務官から本案は分担区分中の衛生及び病院費の更生であつて従来衛生および病院費は総て連帯の議決事件で費用は市郡の分担になつていたが、精神病院法によつて本県に精神病院の設置を命じられたので従来教育費として各部の負担になつて精神病者の監護費も各部で負担していた関係で、精神病院に關係する費用は市部費で設けることが適當と認め分担区分の改正をしようとするものであると説明したのち、原案どおり可決した。」とあり、同月二二日に議決している。大幅な増額の理由は史料に残されていないので述べることができない。それよりも、ここで注目すべきは「教育費」から「衛生及び病院費」へといった費目の変更に見られるように精神疾患が「医療」として位置づけられていることを見逃してはならない。

二 病院開設にあつて — 法解釈とその運用 —

県会の議決を受けて、病院建設を正式に進めることになつたのだが、進めるにあつて当時の内務省及び神奈川県が如何様に精神病院法を解釈し、病院開設に向けて運用していたたつたのか、前出「内務省神衛第一一三三号」の参照として添付されていた左の史料より見てみたい(6)。

大正八年八月内務省衛発第一七九号通牒

精神病院法施行ニ関シ注意事項ノ件

精神病院法制定ノ趣旨ハ別冊精神病院法制定理由ニ記述スル通り精神病者ノ悲惨ナル実情ニ鑑ミ公共団体ノ施設ニ依リテ患者ノ保護治療ヲ施スト共ニ公安ノ保持ニ任セシメントスル義ニ付宜ク其ノ意ノ在ル所ヲ諒シ遺憾ナキヲ期セラレ候尚今般同法ノ

一部施行相成候ニ付テハ之カ実施ニ当リ特ニ左記ノ事項御留意相成候依令此段及通牒候也

左記

- 一、精神病者ノ入院及退院ハ自由並公安ノ保持ニ至大ノ關係アルヲ以テ周囲ノ注意ヲ払ヒ若シ其ノ入退院ニ付医師ノ診斷意見一致セサルカ如キ場合ニ於テハ更ニ専門医ノ診斷ヲ待ツ等慎重且ツ迅速ニ処理スヘキコト
- 二、患者ヲ入院セシムルニ付テハ病状ノ軽重疾病ノ性質扶養關係ノ実否其ノ他各種ノ状況ヲ參酌シテ保護治療ノ急ヲ要スルモノヨリ之ヲ選定スル様留意スルコト
- 三、精神病院法第二條第三項ノ規定ニ依ル診斷ニ從事セシム可キ医師ハ左ノ資格ヲ有スルモノノ中ヨリ指定スルコト
- (イ) 警察医其他道府県ノ職員ニシテ精神病ニ関スル学識経験アルモノ
- (ロ) 代用精神病院ノ長及医員
- (ハ) 其他精神病ニ関スル学識経験アルモノ
- 四、同法第四條ノ規定ニ基キ精神病院ノ長ノ入院者ニ対シテ行フヘキ監護上必要ナル処置ハ医療ノ範圍ヲ超ヘ患者ノ身体ニ拘束ヲ加フル方法ナルヲ以テ之ヲ施行スルニ付テハ左ノ諸点ニ留意スルコト
- (イ) 放火、逃走、煽動其他公安ニ危害を生スル虞レアル患者ニ限ルコト
- (ロ) 社会又ハ患者ニ対シ不快ナル印象ヲ与フベキ用語例ヘバ監置又ハ監置室若クハ躁狂室等ノ用語ハ之ヲ避クルコト
- (ハ) 監護ノ間ノ患者ヲ七日以上保護室(従来ノ狂躁室)ニ入室セシムルニハ地方長官ノ許可ヲ受ケシムルコト
- (三) 保護室ノ入退室ハ總テ速ニ地方長官ニ報告セシメ常ニ其状態ヲ明瞭ナラシムルコト
- (ホ) 患者ニ対シ強制具又ハ繩紐ノ類ハ制止ヲ得サル場合ノ

外其使用ヲ避クルコト

五、看護人ノ良否ハ精神病者ノ取扱上最モ重要ノ關係ヲ有シ從來精神病院ニ關スル批難ハ看護人ノ患者取扱ニ關連スルモノ多キノ実情ナルニ依リ代用精神病院ノ経営ニ付テハ常に看護人ノ品性及技術ノ養成向上ニ留意シ殊ニ保護室ノ看護ニ従事セシムベキ看護人ニ付テハ一層ノ注意ヲ払フコト

六、精神病院法制定ノ理由ハ可憐ナル精神病者ニ対シ保護治療ヲ行フコトヲ主タル目的トスル義ニツキ道府県ニ於テハ宜ク此趣旨ニ則リ可成無料トシ之ヲ徴取スル場合ニ於テモ其取扱ヲ寛大ニシ苛酷ニ亘ラサル様留意スルコト

七、代用精神病院患者入院退院ノ決定入院費ノ徴取其他諸般ノ法律關係ハ代用ノ範圍ニ於テハ地方長官ニ於テ之ヲ行フヘキモノナルヲ以テ其經費モ府県ノ負担ナルコト但シ經理ノ方法トシテ代用セシメタル精神病院ノ経営者ト協議シ患者一人当リノ經費ヲ定メ之ヲ交付スルカ如キハ素ヨリ差支ナキコト

八、大正八年内務省令第七号第七条ノ規定ニ基キ東京府知事及警視總監ニ於テ行フヘキ職務ノ執行方法ニ付テハ処理規定ヲ定メテ内務大臣ノ承認ヲ受クヘキコト之ヲ變更セムトスルト

キ亦同シ

右の史料より、精神病院法の趣旨を「精神病者ノ悲惨ナル実情ニ鑑ミ公共団体ノ施設ニ依リテ患者ノ保護治療ヲ施スト共ニ公安ノ保持ニ任セシメントスル」としていることから、患者を入院させて「治療」することで公安が保たれると述べている。ここでも先の予算の費目のみならず精神疾患の患者を医療の対象として位置付けていることがわかる。続く第一条では「精神病者ノ入院及退院ハ自由並公安ノ保持ニ至大ノ關係アルヲ以テ周囲ノ注意ヲ払ヒ」とあるように患者の入院退院は公安を左右するものとしてその取扱には「慎重且ツ迅速ニ処理」することを要求している。そして、第四条では患者の隔離・拘束について述べており、「(イ)放火、逃走、煽動其他公安ニ危害を生スル虞レアル患者ニ限」って「医療ノ範圍ヲ超へ」て拘束を認め、

(ロ)「患者ヲ七日以上保護室」に隔離するときは「地方長官の許可ヲ受ケ」ることとしている。また、患者は「医療」の対象なので用語や扱いについて注意がなされていることも忘れてはならない。第五条では患者に接する看護人の質の向上を求めている。続く第六条では精神病院法制定の趣旨を「可憐ナル精神病者ニ対シ保護治療ヲ行フコトヲ主タル目的ト」しているため、費用に關してあまり高額とならないよう配慮を求めている。以上より、精神疾患の患者を医療の対象と位置づけたいうえで、公安と福祉を織り交ぜた法解釈とその運用を基本姿勢としていたと言えよう。

三 病院開設にあたって — 地域住民の動き —

「公安ノ保持ニ至大ノ關係アル」とされ、ある意味危険人物と見なされていた精神疾患の患者を受け入れる病院の開設に当たっては困難が予想されそうである。開設地の地域住民には如何なる反応が見られたのであろうか。左の史料からは意外な反応が読み取れる(7)。

永発第五七号

精神病院設置ノ儀ニ付請願

本県ニ於テハ昭和元年度同二年度ニ於テ精神病院建設ノ儀ヲ決シ其位置ニ付テ目下比較御研究中ナリト仄聞ス然ルニ曩ニ本村ヨリ御調査ヲ懇願致置候補地ハ交通至便地勢極メテ閑静ニシテ此種病院ニハ最モ適當ノ位置ト存セラレ候間何卒右地ニ御決定相成度

又御決定ノ上ハ其通路築造及敷地々均工事ハ競争入札ニ依ラズシテ県ノ予算ヲ以テ本村ニ請負ハシメラレ度本村ハ春季農閑期ニ於ケル村民生業ノ一助ト致度若シ県ノ工事費予算ガ設計ニ対シ幾分不足等有之候共本村ハ賦役其他ノ方法ニヨリ之ヲ補充シテ工事ヲ完成セシムベク候
右村会ノ決議ヲ経及請願候也

昭和二年二月二日

神奈川県知事池田宏殿

鎌倉郡永野村長西木泰一

右史料より、鎌倉郡永野村（現在の横浜市港南区芹が谷）村議会で
は議決を経て、まず「交通至便地勢極メテ閑静ニシテ此種病院ニハ
最モ適当ノ位置ト存セラレ候」と永野村が精神科病院の立地に最適
であると主張している。次に「春季」は「農閑期」であるから「工
事ハ競争入札ニ依ラズシテ県ノ予算ヲ以テ本村ニ請負」わせてくれ
と主張し、反対どころか病院建設という公共工事を誘致しているよ
うにとれる。さらに史料には病院誘致の意思が見て取れる(8)。

永発第三一八号ノ二

本村土地上地ノ件許可申請

左記本村有土地本県立精神病院敷地トシテ上地仕度候条御許可
相成度別紙村会議決書、知事許可書謄本共関係書類相添候此段
申請候也

昭和二年一〇月七日

神奈川県知事池田宏殿

鎌倉郡永野村長西木泰一

何と村長名で知事宛に病院敷地の提供を申し出たのである。この誘
致活動が直接の結果か否かを史料は記していないが、次の通りに開
設が決まった(9)。

内務省神衛第一五五号

神奈川県

昭和二年一〇月二四日附二衛発第一〇〇四号申請其ノ県精神病
院設計及収容人員ニ関スル件認可ス

昭和二年一二月二八日

内務大臣 鈴木喜三郎

「昭和二年一〇月二四日附」というから永野村から上地申請のあつ
た直後に認可申請たる「衛発第一〇〇四号申請」を出したものと思
われる。その内容（当時の起案文書）は次の通りである(10)。

衛発第一〇〇四号 決裁一〇月二四日

昭和二年一〇月二二日起案

案

県立精神病院設置ニ関スル件認可申請書ニ大正一五年九月八日
内務省神衛第一一三号ヲ以テ精神病院設置ノ件御指令相成候処
県立精神病院建設要項ニ抛リ夫々計画ヲ樹テ位置設計及其ノ収
容人員ハ左記ノ通ニ有之候条右設置ニ対シ至急御認可相成候此
段申請候也

因ニ本件御認可次第直ニ工事入札執行ノ筈ニ有之候而シテ精神
病院敷地ニ関シテハ御指令当時選定ニ着手ニ三候補地ヲ物色セ
ルモ県有地ニハ適当ノ地ナク且ツ民有地ニ於テハ価格ノ点ニ於
テ何レモ遂行困難ナル事情ニ遭遇シ漸ク横浜市隣接地別紙図面
位置私有地ヲ本年三月買取ヲ了シ以テ敷地ト為シタル次第ニ有
之從テ設置認可申請今日ニ至リ候ニ付申添候

昭和二年一〇月二四日 知事

内務大臣殿

記

一、位置 神奈川県鎌倉郡永野村永谷地内

(横浜市隣接地自動車ニテ一五分)

一、設計 別紙新築工事実施内訳表ノ通(分割図四二葉)

一、収容人員 一五〇人

一、初度調弁費 金二万円(備品、消耗品)

右史料より、幾つか病院の候補地があったものの、当時の横浜市内
の県有地には適当な場所がなく、私有地では価格の点で折り合いが
つかず、敷地確保が困難であったと説明している。そこで隣接地で
ある鎌倉郡の私有地を買って病院敷地としたので手続きが遅く
なったとある。実際には永野村からの積極的な誘致活動と土地提供
も含めての敷地確保であったが、ともかく昭和二年一〇月二四日、
鎌倉郡永野村永谷に収容人員一五〇人の病院設置が決定したのであ
る。また病院の名称については次のとおりが決まった(11)。

昭和四年一月一九日起案 昭和四年二月一日決裁

神奈川県告示第三八号二月五日広報

精神病患者收容ノ為メ神奈川県鎌倉郡永野村字永谷二病院ヲ設置シ神奈川県立芹香院ト称ス

昭和四年二月五日 知事

四 開設時の芹香院

昭和四年三月一〇日付「横浜貿易新報」によると「鎌倉郡永野村永谷に出来た県立芹香病院はこの程全く落成精神病患者の收容を開始したが院長は医学博士林能昭氏である敷地は一万一七五坪余建物は本館一棟病舎五棟看護人寄宿舎二棟炊事場等一〇九〇坪余收容人員は一五〇名である何れも火災その他の關係上各棟毎に相当の距離をおき色彩に依つて精神を落ちつける病室等の設備もある」と報じている(12)。これより、診療開始が昭和四年三月一〇日で敷地約一万八〇〇坪の五病棟、一五〇床の病院があつたことがわかるが、実際にどのような診療行為を定めていたのか次の史料より見てみたい(13)。

昭和四年三月七日起案 昭和四年三月二七日決裁

神奈川県令第二三号 四月二日広報

神奈川県立芹香院入院費診療費及手数料徴収規程左ノ通之ヲ定ム

昭和四年 月 日 知事

第一条 県立芹香院入院費診療費及手数料徴収規程

第一条 入院費ハ左ノ通トス

特等 一人一日 金五円

一等 同 金三元

二等 同 金二元

三等 同 金一元

第二条 診察料、手術料、手術料、手術料、薬価等ハ左ノ通トス

一、診察料(初診) 金一元

一、手術料 金五〇銭乃至金五五

一、血清其他特殊薬品注射料 金三元以上

一、手数料 死亡、死産、診断、証明書料 金一元

理化学的検査料 金五〇銭乃至金五五

一、処方箋料 金一元

一、薬価 水薬、散薬、丸薬等一日分 金三〇銭

頓服剤 一劑 金二〇銭

諸外用薬 一劑 金三〇銭

但シ外来患者ノ診療ハ日曜、祝、祭日ヲ除キ毎日午前一〇時ヨリ 正午迄トス

第三条 患者及各扶養義務者ノ資産調査ノ結果貧困者ト認ムル

モノハ各費用ヲ減免スルコトヲ得

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行シ昭和四年三月一〇日ヨリ之ヲ適用ス

開設當時の特徴は幾つかあるが、まず特等から三等までの全四等級の差額ベッドがあることである。次に、薬価をはじめとする診療報酬を県で設定していることである。現在では二年に一度、厚生労働省が改定を行い、全国一律に定めている。また、「貧困ト認ムルモノハ各費用ヲ減免スル」とあるように精神病院法制定の趣旨に則つて貧困患者への軽減措置が取られている。そして、外来は日曜と祝祭日を除く週六日の午前一〇時から正午までの一日二時間であった。当然のことながら、この病院は精神科単科の病院であるが、開設程なくして永野村から次のような請願が知事へ寄せられる(14)。

永発第一八七号

県立芹香院ニ診療委託ノ義ニ付申請

本村ハ戸数僅少ニシテ交通比較的不便ナル為従来村内ニ医師及看護婦等無之發病ノ際ハ隣村若クハ戸塚横浜方面ヨリ招聘シテ診療ヲ乞フ状態ニ有之從テ医療ノ完全ヲ期シ難ク村民保健上深く考慮ヲ要スルコトナレドモ村ノ自力ヲ以テシテハ如何トモ施

設致シ難ク常ニ遺憾ニ存居候次第ニ有之候

然ルニ今回精神病者診療ノ為ニ於テ本村地内ニ芹香院ヲ設置セラレ候ニ付テハ本村居住民ニ限り収容患者治療ニ支障ナキ範圍ニ於テ一般普通病者ヲ治療スルノ便宜ヲ与ヘラレ候様致度条理ニ於テ或ハ当ヲ得サルノ嫌アルヤモ難計候得共情状御洞察ノ上願意御許容被下候ハ、本村民保健衛生上頗ル意ヲ強クスル次第ニ付特別ノ御診議ヲ以テ診療委託ノ義御許容相成此段申請候也

昭和四年四月二日

神奈川県知事池田宏殿

鎌倉郡永野村長西木泰一

内容は、「交通比較的不便」のため、医師や看護師が村内におらず、村民が発病した際には戸塚や横浜方面から医師を呼ばなくてはならないという。しかし、このたび芹香院ができたので、(精神疾患の)患者の治療に支障をきたさない範囲で村民の(精神科以外)の治療もしてほしいというのである。前出「永発第五七号」の病院建設工事誘致においては「交通至便」と言っておきながら、本史料では「交通比較的不便」と主張を変え、目的外診療を自村に呼び込もうとする意思が見られる。しかし、精神病院法の趣旨になじまない請願をされても所詮は無理な話である。これについて、県から許諾の史料は無い。

おわりに

大正八年制定の精神病院法の趣旨に基づき、神奈川県においても精神科病院開設が求められた。それは精神疾患の患者を医療あるいは治療の対象とみなし、福祉的な要素と公安保持の警察的要素を併せ持った社会的要求から成るものであった。そして内務省の命を受け、開設を急ぐ県と、敬遠されがちな精神科病院をあえて呼び込むことよって自村に公共事業等の利益をもたらそうとする永野村会

との利害の一致によって昭和四年に鎌倉郡永野村に神奈川県立芹香院(現在の神奈川県立精神医療センター芹香病院)は誕生したのである。ただ、村会がこれほどまでに利益誘導を図ったのは私利私欲のためではなく昭和の不況など当時の社会的状況を乗り切るための手段ではなかったかと思うのであるが、それは予測の範疇を出ていないので更なる検討が必要である。確実なことは、神奈川県の精神医療行政はこの芹香院開設から始まるのである。

注

- (1) 当時の神奈川県衛生課の史料で通知文や起案文書等がそのまま簿冊になっている。県公文書館でマイクロフィルムにて閲覧可能。
- (2) 神奈川県立公文書館蔵「芹香院新增築関係書」四四五頁。
- (3) 鈴木敦子著「あすを拓く―芹香院・五〇年の精神医療」四〇頁。
- (4) 神奈川県立公文書館蔵「芹香院新增築関係書」四四頁。
- (5) 神奈川県議会議事務局編「神奈川県議会議史」第五巻、昭和三年、六五三・六五六頁。
- (6) 神奈川県立公文書館蔵「芹香院新增築関係書」四六―五〇頁。
- (7) 神奈川県立公文書館蔵「芹香院新增築関係書」一七五頁。
- (8) 神奈川県立公文書館蔵「芹香院新增築関係書」一七四頁。
- (9) 神奈川県立公文書館蔵「芹香院新增築関係書」三五頁。
- (10) 神奈川県立公文書館蔵「芹香院新增築関係書」三六―三八頁。
- (11) 神奈川県立公文書館蔵「芹香院新增築関係書」六七頁。
- (12) 「県立芹香病院」となっているが正しくは「県立芹香院」でルビ・病院名ともに誤記である。なお、診療開始は確かに三月一〇日であるが開設そのものは三月六日である。

- (13) 神奈川県立公文書館蔵「芹香院新增築関係書」八一頁。
 (14) 神奈川県立公文書館蔵「芹香院新增築関係書」二〇九頁。

〔付記〕

本稿は史料の表記をそのまま使用しております。よって、当時の表現に基づき本稿は作成されております。

「京浜歴史科研年報」バックナンバー

「京浜歴史科研年報」第一九号

(二〇〇七年二月一日発行)

〈論 文〉

「下野新聞」の関東大震災報道

—第一四師団の動向を中心として—

内田修道

〈研究ノート〉

修身教科書批判と野村靖

大湖賢一

〈書 評〉

滝村隆一著「国家論大綱第一巻」(上・下)

青山文久

藤木久志著「刀狩り—武器を封印した民衆—」

伊東富昭

京浜歴史科学研究会入会案内

京浜歴史科学研究会は、次のような活動を行っています。

◎「神奈川県史」を学ぶ会—毎月一回、原則として第一土曜日の午後に、以下の学習会を実施しています。

①「幕末開港編」では、横須賀市編「新横須賀市史」資料編近世Ⅰを読んでいます。

②「大正・昭和編」では、横浜開港資料館編「佐久間権蔵日記」第五巻を読んでいます。

◎「京浜歴史科研年報」—毎月一回発行して、会員にお送りしています。研究会の記録や書評などが掲載されています。

◎「京浜歴史科研年報」—毎年一回発行して、会員にお送りしています。会員の論文などが掲載されています。

◎「歴史を歩く会」—年一回、春と秋の日曜日に実施しています。

◎「集中研究会」—年二回、春と夏に研究文献を学習する会を実施しています。

京浜歴史科学研究会は、どなたでも参加できますので、ぜひ御入会下さい。御問い合わせは、左記事務局まで御願います。

入会を御希望の方は、事務局へ申し込まれるか、左記郵便振替を御利用下さい。年会費は、三〇〇〇円となっております。

【連絡先】 京浜歴史科学研究会事務局

〒二三三—〇〇〇六

横浜市港南区芹が谷五—五九—二二 大湖賢一方

電話 〇四五—八二五—三七三六

郵便振替口座 〇〇二七—〇八一—一五五三五